

京都大学医学部附属病院 2025年度第2回医療安全監査報告書

国立大学法人京都大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

国立大学法人京都大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、京都大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について、病院長、医療安全管理部部長等から説明及び資料の提出、閲覧を実施し、質疑応答等の方法によって下記の監査委員が監査を実施しました。

委員長	山口 育子 (認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長)
委員	塩見 淳 (京都大学副学長)
委員	清水 智治 (滋賀医科大学医学部附属病院医療安全管理部長)
委員	中村 猛 (京都府立医科大学附属病院医療安全推進部長)
委員	平野 哲郎 (立命館大学法科大学院教授)

2. 監査の実施日

2026年2月5日(木) 10:00~12:00

(京都大学医学部附属病院 外来診療棟5階 会議室A)

3. 監査実施事項

議事に先立ち、前回議事要旨と前回監査報告書の確認をおこないました。

(1) 審議事項

1. 医療事故対応を踏まえた医療安全管理体制の検証について (事例報告)

①本院で起きた「肝移植退院後の突然死事例」について医療安全管理体制の検証をおこないました。事例について医療安全管理室の森下助教より具体的な報告の後、医療安全のプロセスと改善に係る取組が適切であったかを検証しました。

本件については、独自に開発したアプリで退院後に自宅で急変し他院に搬送され、死亡したことが報告された事案も医療安全管理部門で把握、抽出できるようにしていること、事例の内容に応じて合同カンファレンスと医療安全調査委員会のいずれで検証するか振り分けが適切にできている点、院内の死亡事例に限らず、本院で肝移植後、退院時に外来フォローでよいと判断したこと自体を「医療」ととらえ医療事故調査制度に報告しているなど、非常に評価できるとの意見がありました。審議の結果、医療安全のプロセスも適切と判断されました。

②本院で起きた「救命センター受診後に急変・他院搬送死亡事例」について医療安全管理体制の検証をおこないました。事例について医療安全管理室の松下副看護師長より具体的な報告の後、医療安全のプロセスと改善に係る取組が適切であったかを

検証しました。

本件については、遺族から提出された質問・疑問についても丁寧に対応して納得が得られ、遺族とのコミュニケーションが適切であると評価する意見が各委員から出されました。審議の結果、医療安全のプロセスも適切と判断されました。

2. 京都大学医学部附属病院における医療に関する安全管理の指針

医療安全管理室の松村部長から資料に基づき、指針の改正案について、「患者の自己決定権」とは「患者中心」ということであり、「開かれた」というのは「情報を患者に提供する」と位置づけていることから4つのプロセスについて、また医療事故をゼロにすることは目標にできないので健康被害の最小化を前提に改正したと説明がありました。委員からは、特に4.「安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針」における「無謀な行動や意図的な不正など、個人に責任を問うべきケース」について「見つけたときにどうするのか」「ヒューマンエラーとどう区別するのか」など、意見交換が行われました。審議の結果、今後、状況に応じて改正が必要となった場合には、改めて本委員会に報告することとなりました。

3. 2025年度「特定機能病院間のピアレビュー」の講評について

医療安全管理室の山際薬剤師から資料に基づき、2025年度「特定機能病院間相互のピアレビュー」の講評について説明があり、審議の結果、委員から特段の意見はなく了承されました。

4. 医療従事者の働き方改革と医療安全（大学病院間相互チェック資料）

医療安全管理室の山際薬剤師から資料に基づき、医療従事者の働き方改革と医療安全を趣旨とする2025年度医療安全・質向上のための相互チェックについて説明があり、審議の結果、委員から特段の意見はなく了承されました。

(2) 報告事項

医療安全管理部に求められる業務と現状

1) 新規発生医療事故（発生報告）

医療安全管理室の加藤助教から資料に基づき、新規発生医療事故として小児心臓血管外科術後急変事例に関する報告がありました。専門医が本院に一人しかおらず、全国的にも少ない領域の事案であること、外部委員を入れて今後調査することが説明され、次回の医療安全監査委員会で審議することになりました。

2) 身体的拘束について

医療安全管理室の高橋看護師長から資料に基づき、身体的拘束最小化チームの取組について報告がありました。委員から、監査の内容がチェックできるしくみになっているか確認がありました。また、身体拘束の管理アプリを独自に作成していることについても評価する意見がありました。

3) 医療安全ラウンドについて

医療安全管理室の高橋看護師長から資料に基づき、2025 年度に実施した医療安全ラウンドについて報告がありました。

4) 診療記録監査について

医療安全管理室の松村部長から資料に基づき、診療記録監査の結果について報告がありました。

以上

2026 年 3 月 10 日

国立大学法人京都大学医療安全監査委員会
委員長 山口 育子